

公立大学法人前橋工科大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する要綱

令和4年4月1日制定
公立大学法人前橋工科大学要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条・第3条）

第2章 公益通報

第1節 公益通報の受付等（第4条－第9条）

第2節 調査等（第10条－第22条）

第3節 不正の認定手続等（第23条－第25条）

第4節 不服申立て（第26条－第36条）

第3章 告発（第37条・第38条）

第4章 不正行為に関する情報提供（第39条・第40条）

第5章 不正行為の防止のための取組等（第41条・第42条）

第6章 雜則（第43条－第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、公立大学法人前橋工科大学公益通報要綱（令和4年要綱。以下「公益通報要綱」という。）第2条の2の規定に基づき、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の職員及び学長の研究活動上の不正行為に係る公益通報についての取扱いを定めるほか、職員等（公益通報要綱第2条第1号に規定する職員等をいう。以下同じ。）以外の者からの法人の職員及び学長の研究活動上の不正行為に係る告発についての取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「不正行為」とは、次に掲げるものをいう。

（1）研究成果の作成及び報告の過程における、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為。

ア 捏造（存在しないデータ、研究成果等を作成すること。）

イ 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）

ウ 盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又

は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。)

- (2) 研究費等の使用に当たり行われた法令又は法人の関係規程に違反する行為
- (3) (1)及び(2)以外の研究活動上の不適切な行為であって、職員等の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

2 この要綱において「研究費等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規程（平成25年規程第117号。以下「公的研究費等の不正使用の防止に関する規程」という。）第2条に規定する公的研究費等
- (2) 公立大学法人前橋工科大学教員研究費取扱規程（平成25年規程第115号）第3条に規定する研究費
- (3) 公立大学法人前橋工科大学地域活性化研究事業取扱規程（平成25年規程第124号）第1条に規定する地域活性化研究費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の関係規程の定めにより教員及び学長に配分する研究のための経費

3 この要綱において「公益通報」とは、公益通報要綱第2条第3号に規定する公益通報のうち、法人の職員及び学長の不正行為に関するものをいう。

4 この要綱において「告発」とは、職員等以外の者が法人の職員及び学長の不正行為を通報し、調査することを求めるものをいう。

（職員等の責務）

第3条 職員等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 職員等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

第2章 公益通報

第1節 公益通報の受付等

（通報窓口）

第4条 理事長は、職員等からの公益通報の受付等を行うための窓口（以下「通報窓口」という。）を次のとおり置く。

- (1) 内部窓口 事務局学務課
 - (2) 外部窓口 公益通報相談員（公益通報要綱第2条第5号に規定する公益通報相談員をいう。以下同じ。）
- 2 通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 公益通報の受付に関する事。
 - (2) 不正行為に係る業務部署との連絡調整に関する事。
 - (3) 公益通報及び不正行為が疑われる事項の相談に関する事。

(秘密保護義務)

第5条 この要綱に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 この規定に定める業務に携わる全ての者は、公益通報をした者（以下「公益通報者」という。）、公益通報の対象となった者（以下「被通報者」という。）、公益通報の内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、公益通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密を徹底しなければならない。

(従事者の義務)

第6条 公益通報の処理に従事する職員は、自己の従事する業務に關係する公益通報の処理に關与してはならない。

(法人の義務)

第7条 法人は、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること、又は法人に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく公益通報であることが明らかでない限り、単に公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対し、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 法人は、この要綱の定めによる場合を除くほか、相当の理由がない限り、単に公益通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的に若しくは全面的に禁止し、又は解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(公益通報者の責務)

第8条 職員等は、悪意をもって公益通報をしてはならない。

2 職員等は、公益通報を行う場合には、客観的な資料に基づき誠実に行わなければならぬ。

(公益通報の受付)

第9条 職員等は、通報窓口に公益通報をすることができる。

2 職員等は、公益通報を行うときは、所属及び氏名を申し出るものとする。

3 公益通報は、不正行為公益通報書により行うものとする。ただし、電話、面談等により、必要事項が確認できる場合は、この限りでない。

4 通報窓口は、次のいずれかに該当する場合は、その旨を不正防止計画推進室（公的研究費等の不正使用の防止に関する規程第8条第1項に規定する不正防止計画推進室をいう。以下同じ。）及び学長に報告するものとする。

(1) 被通報者が過去に職員であったが、現在は他の研究機関に属するとき。

(2) 公益通報の内容が、被通報者が職員となる前に他の研究機関で行った研究活動

に係るものであるとき。

(3) 公益通報の対象となる研究活動が他の研究機関に所属する研究者と共同で行われているものであるとき。

(4) その他被通報者又は公益通報の対象となる研究活動を勘案し、他の研究機関へ通知をすることが必要と認められるとき。

5 学長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該他の研究機関に当該公益通報の内容を通知するものとする。

6 通報窓口は、公益通報者に対し、次に掲げることについて説明をしなければならない。

(1) 当該公益通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、公益通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いがないこと。

(2) 当該公益通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、当該公益通報者の意に反して調査関係者以外に公益通報者の秘密が漏えいしないよう秘密の保持を徹底すること。

(3) 法人が行う調査に協力を求める場合があること。

(4) 公益通報者は、前号の協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き協力をしなければならないこと。

(5) 調査の結果、悪意に基づく公益通報であることが判明した場合は、法人が次に掲げることを行う場合があり得ること。

ア 公益通報者の所属及び氏名の公表

イ 公益通報者に対する懲戒処分

ウ 公益通報者を刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第1項の規定により告発すること。

7 通報窓口は、公益通報を受け付けたときはその旨を、公益通報に該当しないときはその旨及びその理由を公益通報者に通知するものとする。この場合において、外部窓口が公益通報を受け付けたときは、内部窓口に対してその旨を通知しなければならない。

8 外部窓口は、前項の規定により公益通報者に通知するに当たっては、あらかじめ、通知する内容に関して内部窓口に照会することができる。

第2節 調査等

(不正防止計画推進室への報告)

第10条 内部窓口は、公益通報を受け付けたとき、又は前条第7項の規定により外部窓口から公益通報を受け付けた旨の通知があったときは、不正防止計画推進室並びに学長及び理事長に速やかに報告しなければならない。

(予備調査の実施等)

第11条 不正防止計画推進室は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに予備調査を行うものとする。

- 2 不正防止計画推進室は、公益通報された行為が行われた可能性、公益通報の際に示された科学的理由の論理性、公益通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行うものとする。
- 3 予備調査の対象は、当該公益通報に係る研究活動とする。ただし、調査において必要があると不正防止計画推進室が認めるときは、被通報者に係る他の研究活動についても調査対象とすることができます。
- 4 不正防止計画推進室は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 5 不正防止計画推進室は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(調査事項等)

第12条 不正防止計画推進室は、前条第1項に規定する予備調査（第36条の規定により準用される場合を含む。以下この条において同じ。）の実施に当たり、次に掲げる事項について調査するものとする。

- (1) 公益通報の対象となった不正行為が行われた可能性
 - (2) 公益通報において示された理由、資料等の論理性
 - (3) 公益通報された事案に係る研究活動の公表から公益通報までの期間と、当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び第43条に定める保存期間との整合性
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 不正防止計画推進室は、公益通報を受け付ける以前に取り下げられた論文等に対する公益通報に係る予備調査を行う時は、取り下げに至った経緯、事情等により、予備調査の実施を判断するものとする。
 - 3 不正防止計画推進室は、第15条第2項の決定をしたときは、予備調査資料を適切に保存するものとする。
 - 4 学長は、前項の規定により保存された予備調査資料について、当該事案に係る研究費等の配分を行った機関及び公益通報者から求めがあったときは、必要と認められる範囲において資料を開示するものとする。

(予備調査中の研究費等の執行停止等)

第13条 不正防止計画推進室は、予備調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、調査の対象となっている研究費等について、理事長に執行を停止する措置を執ることを求めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究費等の執行の停止を命ずるものとする。
- 3 不正防止計画推進室は、予備調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、学長に調査の対象となっている研究活動を停止する措置を執ることを求めることができる。
- 4 学長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究活動の停止を命ずるものとする。

(予備調査中の調査対象の保全)

第14条 不正防止計画推進室は、予備調査のために必要な資料の提出を求めるに当たり、他の方法によっては適切な資料を入手するのが困難なとき、又は関係資料の隠蔽が行われるおそれがあるときは、被通報者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は当該研究に使用した機器及び資料等の保全を行うことができる。

(本調査の決定等)

第15条 不正防止計画推進室は、公益通報を受け付けた日から起算して30日以内に予備調査結果を学長に報告するものとする。

- 2 学長は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 学長は、前項の決定をしたときは、理事長に報告するものとする。
- 4 学長は、本調査を実施することを決定したときは、公益通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 5 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して公益通報者に通知する。この場合には、資金配分機関又は文部科学省や公益通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 6 学長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び文部科学省に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(不正行為等調査委員会の設置)

第16条 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、公益通報に関する本調査及び第29条第1項の規定による不服申立てがあったときの調査（同項の規定による判定を含む。）を実施するため、不正防止計画推進室に、速やかに不正行為等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、次に掲げる委員5人以内で構成する。

- (1) 副学長（教育・企画担当）
- (2) 学群長のうち、学長が指名する者

- (3) 弁護士、公認会計士、税理士等で理事長が推薦した者
 - (4) その他法人の役員又は職員でない者で理事長が推薦したもの
- 3 前項の規定にかかわらず、公益通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する者（この項において「利害関係人」という。）は、委員になることができない。この場合において、前項第1号に規定する者が利害関係人に該当するときは、前項第2号に規定する委員とは別に学長が指名する者に代えるものとする。
- 4 委員の過半数は、外部有識者でなければならない。
- 5 委員会に委員長を置き、第2項第1号に規定する委員をもって充てる。この場合において、第3項後段の規定により学長が指名する者が委員となったときは、その者をもって委員長に充てる。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 8 学長は、委員会が設置されたときは、委員の氏名及び所属を公益通報者及び被通報者に対して通知するものとする。第10項の規定による委員の交代があったときも同様とする。
- 9 公益通報者及び被通報者は、委員となった者の全部又は一部に対し異議があるときは、前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に学長に異議を申し出ることができる。
- 10 学長は、前項の規定による異議の申し出を受けた場合には、その内容を精査し、必要があると認めたときには、当該委員を交代させるものとする。

（委員会の会議）

- 第17条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員は、自己に関する事項については、審議に加わることができない。

（本調査の実施）

- 第18条 不正防止計画推進室は、委員会が本調査を開始するときは、その旨を学長に報告する。
- 2 学長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該事案に係る研究費等の配分を行った機関（以下「配分機関」という。）及び文部科学省に当該調査の開始、調査方法及び調査対象について報告しなければならない。

- 3 本調査の対象は、当該公益通報に係る研究活動とする。ただし、調査において必要があると委員会が認めるときは、被通報者に係る他の研究活動についても調査対象とすることができる。
- 4 委員会は、公益通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 5 委員会は、本調査を行うに当たっては、被通報者に弁明の機会を与えなければならぬ。
- 6 委員会は、公益通報の内容等が他の研究機関等に關係するときは、学長に当該研究機関等へ調査協力を要請するよう求めるものとする。
- 7 学長は、前項の規定による要請があった場合は、当該研究機関等へ調査協力を要請するものとする。
- 8 本調査は、本調査実施の決定があった日から起算して30日以内に開始するものとする。
- 9 委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩するがないよう、十分配慮するものとする。

(委員会の調査)

第19条 委員会は、前条に規定する本調査（第38条の規定により準用される場合を含む。以下この条において同じ。）を実施するときは、公益通報の対象となつた研究課題に係る資料の精査、関係者からの意見聴取、再実験の要請等具体的事實に基づき調査を行うものとする。

- 2 調査のため、委員会が被通報者に対し再実験等により再現性を示すことを求める場合又は被通報者が自発的に再実験を求め出て、その必要性を委員会が認めた場合には、当該再実験に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、不正防止計画推進室が合理的に必要であると判断する範囲内で、委員会の指導及び監督の下に再実験を行うことができる。

(本調査中の研究費等の執行停止等)

第20条 委員会は、本調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、調査の対象となっている研究費等について、理事長に執行を停止する措置を執ることを求めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究費等の執行の停止を命ずるものとする。
- 3 委員会は、本調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、学長に調査の

対象となっている研究活動を停止する措置を執ることを求めることができる。

4 学長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究活動の停止を命ずるものとする。

(本調査中の調査対象の保全)

第21条 不正防止計画推進室は、本調査のために必要な資料の提出を求めるに当たり、他の方法によっては適切な資料を入手するのが困難なとき、又は関係資料の隠蔽が行われるおそれがあるときは、被通報者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は当該研究に使用した機器及び資料等の保全を行うことができる。

(他の研究機関との連携)

第22条 法人は、第2条第3項に定める通報を受け付けたときは、必要に応じて、他の研究機関等と連携して調査を行うものとする。

第3節 不正の認定手続等

(不正等の判定)

第23条 委員会は、公益通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠をもとに、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について判定し、調査結果をまとめるものとする。

2 委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為と判定することはできない。

3 委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保管義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

4 委員会は、前項の調査結果について不正防止計画推進室に報告するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、本調査の過程において、不正行為の事実が確認された場合には、委員会は、当該事実について速やかに判定し、不正防止計画推進室に報告するものとする。

6 委員会は、不正行為が存在しなかった旨の調査結果であった場合において、当該公益通報が悪意に基づくことが判明したときは、その旨の判定を行うものとする。この場合において、判定を行うに当たっては、公益通報者に弁明の機会を与えるなければならない。

7 委員会は、前項の判定の結果について不正防止計画推進室に報告するものとする。

(不正の認定等)

第24条 不正防止計画推進室は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を記載した最終報告書を作成し、学長に報告し、承認を求めるものとする。

(1) 調査結果

(2) 不正行為と判定された場合には次の事項

ア 不正行為の発生要因

イ 不正行為に関与した者が関わる他の研究費等における管理及び監査体制の状況

ウ 再発防止計画

(3) その他必要と認める事項

2 不正防止計画推進室は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、学長に報告し、承認を求めるものとする。

(1) 調査の状況

(2) 判定された不正行為の事実

(3) 判定された不正行為の発生要因

(4) その他必要と認める事項

3 不正防止計画推進室は、前条第5項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、学長に報告し、承認を求めるものとする。

(1) 調査結果

(2) 判定された悪意に係る事実

(3) その他必要と認める事項

4 学長は、前3項の規定による報告を承認したときは、その旨を認定し、理事長に報告するとともに、公益通報者、被通報者並びに配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

5 学長は、前項の規定による通知を不正行為と認定された被通報者及び悪意に基づく公益通報と認定された公益通報者に対する場合には、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 認定に対し、不服申立てをすることができる旨

(2) 不服申立ての相手方（学長）

(3) 不服申立てをすることができる期間

6 第4項の規定による認定は、本調査を開始した日の翌日から起算して150日以内にするものとする。

7 学長は、第4項の規定及び第36条第2項により認定をした結果が確定した時には内容を公表するものとする。

(調査結果の公表)

第25条 前条第7項に規定する公表内容は、次のとおりとする。ただし、公表することが合理的でないと認める事項については、非公表とすることができます。

- (1) 不正行為があったとの認定をした場合は当該不正行為をした者の職位及び氏名、悪意の公益通報があったと認定した場合は当該公益通報をした者の職位及び氏名
- (2) 不正行為があったと認定した場合は当該不正行為の内容及び認定理由、悪意の公益通報があったと認定した場合は当該公益通報の内容及び認定理由
- (3) 委員会の構成及び調査方法
- (4) その他学長が必要と認める事項

2 学長は、前項の公表内容を、前橋工科大学のホームページへの掲載により公表する。

3 学長は、第1項の公表内容について、職員等に周知するとともに、不正行為の防止のための措置を講じるものとする。

第4節 不服申立て

(不服申立ての提起)

第26条 第24条第5項の規定により、不正行為と認定された旨の通知を受けた被通報者及び悪意に基づく公益通報と認定された旨の通知を受けた公益通報者で、当該認定に不服のあるものは、この節の定めるところにより、学長に対し、不服申立てをすることができる。

(不服申立ての期間)

第27条 不服申立ては、認定結果を知った日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、天災その他不服申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における不服申立ては、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内にしなければならない。

3 不服申立ては、認定のあった日の翌日から起算して6月を経過したときは、することができない。

(不服申立ての方法)

第28条 不服申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を学長に提出して行わなければならない。

- (1) 不服申立人の氏名、住所及び連絡先の電話番号
- (2) 不服申立てに係る認定
- (3) 不服申立てに係る認定があったことを知った年月日
- (4) 不服申立ての趣旨及び理由

(5) 不服申立ての年月日

(不服申立てがあった場合の通知)

第29条 学長は、不服申立てがなされた場合には、委員会、不正防止計画推進室及び理事長に連絡するとともに、公益通報者（不正行為と認定されたことに対する不服申立ての場合に限る。次条第2項並びに第31条第4項、第6項及び第8項において同じ。）又は被通報者（悪意に基づく公益通報と認定されたことに対する不服申立ての場合に限る。次条第2項並びに第31条第4項、第6項及び第8項において同じ。）並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

(要綱に適合しない不服申立て)

第30条 不服申立てが第27条に規定する期間の経過後になされたものであるとき、その他この要綱の定めに適合しないときは、学長は、当該不服申立てを却下するものとする。

2 学長は、前項の規定により不服申立てを却下した場合には、委員会、不正防止計画推進室及び理事長に連絡するとともに、不服申立人及び公益通報者又は被通報者並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

(不服申立てに係る調査等)

第31条 委員会は、不服申立てがなされた場合には、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに判定し、不正防止計画推進室に報告するものとする。

2 不正防止計画推進室は、前項の規定による報告を受けたときには、下記の事項を記載した報告書を作成し、学長に報告し、承認を求めるものとする。

(1) 再調査の実施の要否

(2) 前号の判定をした理由

3 学長は、前項の規定により、再調査の必要がない旨の報告を受け、これを承認した場合は、当該不服申立てを棄却することとする。

4 学長は、前項の規定により不服申立てを棄却した場合には、その旨を理事長に報告するとともに、不服申立人及び公益通報者又は被通報者並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

5 学長は、第2項の規定により、再調査の必要がある旨の報告を受け、これを承認した場合は、不服申立てに係る認定を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けての不服申立人の協力を条件として、再調査を行うことを決定することとする。

6 学長は、前項の規定により再調査を行うことを決定した場合については、その旨を理事長に報告するとともに、不服申立人及び公益通報者又は被通報者並びに当

該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

- 7 学長は、前項の規定により、再調査を実施することを決定した場合であっても、不服申立人の協力が得られないことが判明したときは、再調査を行わず、又は打ち切ることができる。
- 8 学長は、前項の規定により再調査を行わないこと、又は打ち切ることを決定した場合には、その旨を理事長に報告するとともに、不服申立人及び公益通報者又は被通報者並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

(再調査)

第32条 学長は、前条第5項の規定により再調査を実施することを決定したときは、不正防止計画推進室に再調査を指示する。

- 2 不正防止計画推進室は、前項の指示を受けたときは、委員会に調査を依頼する。
- 3 委員会の構成は、当該事案の本調査を実施したときと同じ構成とする。
- 4 委員会は、新たに提出された証拠等具体的な事実に基づき再調査を行うものとする。

(再調査中の研究費等の執行停止等)

第33条 委員会は、再調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、調査の対象となっている研究費等について、理事長に執行を停止する措置を執ることを求めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究費等の執行の停止を命ずるものとする。
- 3 委員会は、再調査を実施するに当たり必要があると認めるときは、学長に調査の対象となっている研究活動を停止する措置を執ることを求めることができる。
- 4 学長は、前項の規定による求めがあった場合は、内容を確認し、必要があると認めるときは、被通報者に対し、当該研究活動の停止を命ずるものとする。

(再調査中の調査対象の保全)

第34条 委員会は、再調査のために必要な資料の提出を求めるに当たり、他の方法によっては適切な資料を入手するのが困難なとき、又は関係資料の隠蔽が行われるおそれがあるときは、被通報者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は当該研究に使用した機器及び資料等の保全を行うことができる。

(再調査に係る判定等)

第35条 委員会は、学長が再調査の実施を決定した日から起算しておおむね50日以内に再調査を終了するものとする。

- 2 委員会は、不服申立てに係る認定を覆すか否か及びその理由について判定し、調査結果をまとめるものとする。

3 委員会は、前項の調査結果について、不正防止計画推進室に報告するものとする。

(再調査に係る認定等)

第36条 不正防止計画推進室は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、学長に報告し、承認を求めるものとする。

(1) 調査結果

(2) その他必要と認める事項

2 学長は、前項の規定による報告を承認した場合には、次の各号の調査結果の区分に応じ、当該各号に規定する認定をするものとする。

(1) 調査結果が不服申立てに係る認定を覆さないとするものであるとき。 不服申立ての棄却

(2) 調査結果が不服申立てに係る認定を覆すとするものであるとき。 不服申立てに係る認定の全部若しくは一部の取消し又はこれの変更

3 学長は、前項の認定をした場合には、認定結果を理事長に報告するとともに、不服申立人及び公益通報者（不正行為と認定されたことに対する不服申立ての場合に限る。）又は被通報者（悪意に基づく公益通報と認定されたことに対する不服申立ての場合に限る。）並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

第3章 告発

(告発窓口)

第37条 理事長は、職員等以外の者から告発の受付等を行うための窓口（以下「告発窓口」という。）を事務局学務課に置く。

2 告発窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 告発の受付に関する事。
- (2) 不正行為に係る業務部署との連絡調整に関する事。
- (3) 告発及び不正行為が疑われる事項の相談に関する事。

(公益通報に係る規定の準用)

第38条 第5条から第36条までの規定（第9条第7項後段及び第8項の規定を除く。）は、告発に係る受付等、調査、不正の認定等及び不服申立てについて準用する。この場合において、これらの規定（第10条を除く。）中「公益通報」とあるのは「告発」と、「被通報者」とあるのは「被告発者」と、「公益通報者」とあるのは「告発者」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	職員等	職員等以外の者
第8条第2項	職員等	職員等以外の者
第9条第1項	職員等	職員等以外の者
	通報窓口	告発窓口
第9条第2項	職員等	職員等以外の者
第9条第3項	不正行為公益通報書	不正行為告発書
第9条第4項	通報窓口	告発窓口
第9条第6項各号列記以外の部分	通報窓口	告発窓口
第9条第7項前段	通報窓口	告発窓口
第10条	内部窓口は、公益通報を受け付けたとき、又は前条第7項の規定により外部窓口から公益通報を受け付けた旨の通知があったとき	告発窓口は、告発を受け付けたとき

第4章 不正行為に関する情報提供

(不正行為に関する相談)

第39条 不正行為に関する相談については、通報窓口又は告発窓口は、その内容等を確認し、必要があると認めるときは、その内容を不正防止計画推進室に報告するものとする。

2 不正防止計画推進室は、前項の規定による報告があったときは、その内容等を確認し、必要があると認めるときは、公益通報又は告発に準じて処理するものとする。

(告発以外の方法による情報の認知)

第40条 法人は、報道等により職員等に不正行為の疑いがあると認知したときは、その内容等を確認し、必要があると認めるときは、告発に準じて処理するものとする。

第5章 不正行為の防止のための取組等

(啓発活動)

第41条 学長は、副学長（研究・地域貢献担当）及び学群等の長と協力して、不正行為（第2条第1項第2号に掲げる行為を除く。）の予防のために職員への倫理

教育を含む啓発活動を定期的に行うものとする。

(研究倫理教育責任者)

第42条 前条の啓発活動を補佐し、特に、研究倫理教育を確実に実施するため、前橋工科大学に研究倫理教育責任者を置く。

2 前項の研究倫理教育責任者は、副学長（研究・地域貢献担当）をもって充てる。

第6章 雜則

(研究成果等の保存)

第43条 職員及び学長は、研究活動における成果、資料その他研究データ等を当該研究終了後5年間保存しておかなければならぬ。

2 前項に規定する研究成果等は、必要があると認められるときは、開示しなければならない。

3 在職中の研究活動の研究成果等に係る前2項に規定する義務について、退職後も同様とする。

(書類の様式)

第44条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

(1) 不正行為公益通報書

(2) 不正行為告発書

(その他)

第45条 この要綱に定めるもののほか、法人の職員及び学長の研究活動上の不正行為に係る公益通報についての取扱い、職員等以外の者からの法人の職員及び学長の研究活動上の不正行為に係る告発についての取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。